各 位

会 社 名 株 式 会 社 加 地 テ ッ ク 代表者 代表取締役社長 小林 士郎 (コード番号 6391 大証二部) 問い合せ先 取締役総務部長 横浜 淳司 TEL (072)-361-0881

## 定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月26日開催の第76回定時株主総会において「定款の一部変更の件」を 決議いたしましたのでお知らせいたします。

記

## 1. 変更の理由

- (1) 「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」(平成16年法律第88号)が平成21年1月5日に施行されたことに伴い、株券を発行する旨の現行定款第7条の規定は、決済合理化法附則第6条の規定により、これを廃止する定款変更決議をしたものとみなされております。したがいまして、当該規定を削除するとともに、株券の存在を前提とした規定の削除その他所要の変更を行うものであります。
- (2) 株券喪失登録簿については、決済合理化法施行日の翌日から起算して1年を経過する日までこれを作成して備え置く必要があることから、附則に所要の規定を設けるものであります。
- (3) 中間配当につきましては、現行定款第40条第3項にて可能なため、同条第2項を削除するものであります。

## 2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

以上

現行定款

第2章 株式

第7条(株券の発行)

当会社は、株式に係る株券を発行する。

第8条(単元株式数および単元未満株券の不発行)

当会社の単元株式数は、1,000株とする。

2. 当会社は、単元株式数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係わる株券を発行しない。 ただし、株式取扱規則に定めるところについてはこの限りでない。

第9条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主(実質株主を含む。以下同じ。)は、 その有する単元未満株式について、次に掲げる権利 以外の権利を行使することができない。

(省略)

第10条(自己の株式の取得)

(省略)

第 11 条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿<u>(実質株主名簿を含む。以下同じ。)</u>に記載または記録された議決権を有する基準日株主<u>(実質株主を含む。以下同じ。)</u>をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(省略)

第 12 条(株主名簿管理人)

当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3. 当会社の株主名簿<u>および株券喪失登録簿</u>の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。
- 第 13 条 (株式の取扱)

当会社の株券の種類、株式の名義書換、質権の登録、信託財産の表示、株主のなすべき届出、株券の表示、株券の再発行、手数料、単元未満株式の買取請求、その他株式に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第 14 条

(省略)

第 18 条

第4章 取締役および取締役会

第 19 条

) (省略)

第 26 条

変更定款案

第2章 株式

(削除)

第7条(単元株式数)

(現行どおり)

(削除)

第8条(単元未満株式についての権利)

当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

(現行どおり)

第9条(自己の株式の取得)

(現行どおり)

第 10 条(基準日)

当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する基準日株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。

(現行どおり)

第 11 条(株主名簿管理人)

(現行どおり)

(現行どおり)

3. 当会社の株主名簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第 12 条 (株式の取扱)

当会社の株式の名義書換、単元未満株式の買取請求、その他株式に関する取扱ならびに株主権の行使に関する取扱については、取締役会で定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第 13 条

(現行第14条から第18条までを1条ずつ繰り上げる)

第 17 条

第4章 取締役および取締役会

第 18 条

(現行第19条から第26条までを1条ずつ繰り上げる)

第 25 条

現行定款	変更定款案
第5章 監査役および監査役会	第5章 監査役および監査役会
第 <u>27</u> 条	第 <u>26</u> 条 <sub>く</sub> (現行第27条から第33条までを1条ずつ繰り上げる) 第 <u>32</u> 条
第 6 章 会計監査人 第 <u>34</u> 条	第6章 会計監査人 第 <u>33</u> 条 ~ (現行第34条から第37条までを1条ずつ繰り上げる) 第 <u>36</u> 条
第7章 計 算 第 <u>38</u> 条 (省略) 第 <u>39</u> 条	第7章計 算 第 <u>37</u> 条 (現行第38条および第39条を1条ずつ繰り上げる) 第 <u>38</u> 条
第 40 条(剰余金の配当の基準日) 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。 2. 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。 3. 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。	
第 <u>41</u> 条(配当金の除斥期間) (省略)	第 <u>40</u> 条(配当金の除斥期間) (現行どおり)
(新設)	附則 第1条当会社の株券喪失登録簿の作成および備置きその 他の株券喪失登録簿に関する事務は、これを株式名 簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わな い。
	第2条 前条および本条は、平成22年1月5日まで有効とし、 平成22年1月6日をもって前条および本条を削るものと する。

(注) 上記に記載されていない条項については、変更有りません。